

平成29年度 決 算 報 告
◆社会福祉法人 高岡市身体障害者福祉会

貸借対照表(法人全体)

平成30年3月31日現在

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
勘 定 科 目	金 額 (円)	勘 定 科 目	金 額 (円)
流 動 資 産	1,004,856,339	流 動 負 債	124,956,247
固 定 資 産	712,744,133	固 定 負 債	0
基 本 財 産	400,911,380	負債の部合計	124,956,247
その他の固定資産	311,832,753	純 資 産 の 部	
		基 本 金	14,968,695
		国庫補助金等特別積立金	282,022,380
		その他の積立金	182,876,603
		次期繰越活動増減差額	1,112,776,547
		(当期活動増減差額)	41,034,177
		純資産の部合計	1,592,644,225
資産の部合計	1,717,600,472	負債及び純資産合計	1,717,600,472

事業活動計算書(法人全体)

(自)平成29年4月1日～(至)平成30年3月31日

(単位:円)

勘 定 科 目		
サービス活動増減の部		
サービス活動収益計(1)		970,085,034
サービス活動費用計(2)		931,572,512
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		38,512,522
サービス活動外増減の部		
サービス活動外収益計(4)		2,327,265
サービス活動外費用計(5)		0
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		2,327,265
経常増減差額(7)=(3)+(6)		40,839,787
特別増減の部		
特別収益計(8)		2,849,600
特別費用計(9)		2,655,210
特別増減差額(10)=(8)-(9)		194,390
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		41,034,177
繰越活動増減差額の部		
前期繰越活動増減差額(12)		1,071,742,370
当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		1,112,776,547
基本金取崩額(14)		0
その他の積立金取崩額(15)		0
その他の積立金積立額(16)		0
次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)		1,112,776,547

資金収支計算書(法人全体)

(自)平成29年4月1日～(至)平成30年3月31日

(単位:円)

勘 定 科 目		
事業活動による収支		
事業活動収入計(1)		972,412,299
事業活動支出計(2)		900,242,192
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		72,170,107
設備整備等による収支		
設備整備等収入計(4)		2,849,600
設備整備等支出計(5)		53,586,403
設備整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		△ 50,736,803
その他の活動による収支		
その他の活動収入計(7)		0
その他の活動支出計(8)		0
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		0
予備費(10)		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		21,433,304
前期末支払資金残高(12)		890,331,336
当期末支払資金残高(13)=(11)+(12)		911,764,640

監査報告書

平成30年5月18日

社会福祉法人 高岡市身体障害者福祉会

理事長 笠島 學 殿

監事 廣嶋康雄 

監事 川岸和夫 

私たち監事は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの平成29年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以 上